

自動車検査証所有者名義についてのお知らせ

弊社の2022年1月1日付商号変更に伴い、弊社が所有者となっている登録自動車の自動車検査証の手続きにおいて、国土交通省と協議の結果、登録識別情報制度を利用し、2022年3月から自動車検査証（Bタイプ）所有者コードが交付されることとなりました。

2022年3月1日以降、弊社とご契約中の車両が継続車検を受ける等、何らかの事由で新たに自動車検査証が発行される時点で、従来のAタイプ自動車検査証に替わり新様式のBタイプ自動車検査証が発行されます。

（新様式のBタイプ自動車検査証となるものは登録識別情報制度が採用されている登録自動車対象で軽自動車は対象外です。）

登録識別情報制度とは

リース自動車・所有権留保付き自動車等、所有者と使用者の異なる自動車は、所有者（リース会社等）の商号変更・住所変更等による変更登録に際して、使用者（お客様等）にも手続きの必要が生じますが、同制度を利用して自動車検査証の所有者欄を削除することで、使用者の変更申請の手続きを不要とすることが出来ます。

Aタイプ自動車検査証とは

自動車検査証に所有者と使用者欄が設けられ、所有者欄に記載があるものです。

Bタイプ自動車検査証とは

自動車検査証に所有者欄がなく使用者欄のみが記載され、備考欄に検査証発行時の所有者の記載があるものです。

2022年3月1日以降に発行される自動車検査証は新様式Bタイプとなりますが、旧商号で登録されている車両に関しては、Bタイプ自動車検査証の所有者名は「**山陰総合リース株式会社**」の表示となります。

旧商号で登録された車両の所有者名義を新商号「**ごうぎんリース株式会社**」に変更する手続きについては、2022年9月以降に実施予定です。

本件に関するお問い合わせにつきましては、弊社業務部営業統括室（TEL0852-27-7929）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。